

年末年始の区施設の休館休止

● 開館日
■ 休館日

施設名	12月							1月					
	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	31(金)	1(土)	2(日)	3(月)	4(火)	5(水)
区役所	●			●	●							●	●
出張所・特別出張所	●			●	●							●	●
区民館	●	●	●	●	●							●	●
保健所(健康センター除く)	●			●	●							●	●
保健相談所	●			●	●							●	●
男女共同参画推進センター	●	●	●	●	●							●	●
産業会館	●	●	●	●	●							●	●
商工情報センター	●	●	●	●	●							●	●
消費者センター	●			●	●							●	●
こうとう若者・女性しごとセンター	●	●	●	●	●							●	●
青少年交流プラザ	●	●	●	●	●							●	●
文化センター(江東区・豊洲・亀戸)	●	●	●	●	●							●	●
文化センター(森下・古石場・東大島・砂町)	●	●	●	●	●							●	●
総合区民センター	●	●	●	●	●							●	●
深川江戸資料館	※1	※1	※1		※1							※1	※1
中川船番所資料館	●	●	●	●	●							●	●
芭蕉記念館	●	●	●	●	●				※2	※2		●	●
深川東京モダン館	●	●	●	●	●				●	●		●	●
ティアラこうとう	●	●	●	●	●							●	●
スポーツ会館、スポーツセンター	●	●	●		※3				※4	※4		●	●
健康センター	●	●	●	●	●							●	●
屋外スポーツ施設(夢の島競技場)	●	●	●	●	●							●	●
屋外スポーツ施設(野球場)	●	●	●	●	●							●	●
屋外スポーツ施設(テニスコート)	●	●	●	●	●							●	●

施設名	12月							1月					
	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	31(金)	1(土)	2(日)	3(月)	4(火)	5(水)
福祉会館(古石場・塩浜・東陽・東砂)	●	●	●	●	●							●	●
福祉会館(千田・亀戸・大島)	●	●	●	●	●							●	●
ふれあいセンター	●	●	●	●	●							●	●
グランチャ東雲	●	●	●	●	●							●	●
長寿サポートセンター	●	※5		●	●							●	●
権利擁護センター	●	●	●	●	●							●	●
障害者福祉センター	●	●	●	●	●							●	●
子ども家庭支援センター	●	●	※6	●	●							●	●
えこっくる江東	●	●	●	●	●							●	●
教育センター※7	●	●	●	●	●							●	●
児童館(平野・東雲・千田・亀戸・亀戸第二・小名木川)	●	●	●	●	●							●	●
児童館(平野・東雲・千田・亀戸・亀戸第二・小名木川以外)	●	●	●	●	●							●	●
江東きっずクラブ	●	※8		●	●							●	●
図書館※9	●	●	●	●	●							●	●
枝川図書サービスコーナー	●	●	●	●	●							●	●

※1 施設(展示室・小劇場・レクホール)は改修工事のため7/31まで休館中。事務所業務のみ開館。
 ※2 正月特別開館で展示室のみ開館
 ※3 有明スポーツセンターはプール利用不可。
 ※4 プール(9:30~17:00)およびトレーニング室(9:00~17:00)の個人利用(深川スポーツセンターはトレーニング室のみ)、施設の団体貸出(9:00~17:00)を実施。
 ※5 豊洲長寿サポートセンターは休館
 ※6 有明子ども家庭支援センターのみ開館
 ※7 改修工事のため研修室の貸出しは3/31まで停止
 ※8 土曜江東きっずクラブは開室
 ※9 深川図書館は改修中のため、仮設臨時窓口にて一部サービスを実施。
 ※10 19:00に閉館

☆区役所2階・豊洲特別出張所のマルチコピー機およびコンビニ店舗等でのマルチコピー機によるコンビニ交付サービスは12/29(水)~1/3(月)休止

生活保護制度 暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが利用できる制度です。「病気やけがなどで収入がない」、「働いても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方に対して、その不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)と世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分を支給されます。

ただし、生活保護に優先して、世帯の状況に応じて次のような努力を行っていただくことになります。

○預貯金、不動産、生命保険など

どの資産を活用する
 ○健康状態や能力に応じて仕事をする
 ○年金や各種手当など他の制度を活用する

【相談窓口】
 深川地区、東砂6、8丁目、南砂、新砂、海の森・保護第一課(区役所2階24番)
 ☎(3645)3106
 FAX(3647)4917
 亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲・保護第二課(大島4-5-11総合区民センター1階)
 ☎(3637)2707
 FAX(3683)3722

薬物乱用防止ポスター・標語 優秀作品 決定

薬物乱用防止ポスター・標語の募集を行い、区立中学生によるポスター641点、標語884点の応募の中から優秀作品として、区長賞・東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞が決定しました。

東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会では、若者の薬物乱用拡大が懸念される現在、区立小・中学校、義務教育学校、区内高校・大学、地域等で、薬物

乱用防止教室・キャンペーン活動を行っています。また、青少年対策地区委員会を中心とした江東区薬物乱用防止対策連絡協議会も、区内の薬物汚染を未然に防ぐため、区と協力して区民を対象とした啓発活動を積極的に行っています。

☎ 青少年課 青少年係
 ☎(3647)9813
 FAX(3647)8474

国保・後期高齢者保険料

令和3年中(令和2年度12月期分・令和3年度11月期分)に口座振替で納付した国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の口座振替済のお知らせを12月下旬に発送します。このお知らせは、口座振替で保険料を納付している方へ、確定申告等の資料にご使用いただけるように毎年送付しています。

※国民健康保険は、世帯主が加入者でない場合でも世帯主宛に通知します。

☎(3647)3169
 FAX(3647)8443

【送付日】2月中旬
 令和2年11月~令和3年10月の間に医療機関等を受診された方を含む世帯※すべての被保険者の皆さんにお送りするものではありません。

☎(3647)8516
 FAX(3647)8443

国保医療費通知を送付

国民健康保険を使って診療を受けた医療費の額や受診日数、医療機関の名称などをお知らせ

☎(3647)8516
 FAX(3647)8443

ポスターの部



◆区長賞・東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞
 薬物乱用防止ポスター東京都選考・優秀賞(3福保健第3258号)
 服部 莉子さん(第二亀戸中学校2年)

標語の部

やりません。その一言で、変わる未来。笑顔のために断ろう。

◆区長賞・東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会会長賞
 若林 奈々夏さん(深川第四中学校2年)